

# 加古川市住民実態調査等実施要綱

平成 25 年 9 月 26 日

市民部長決定

## (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 34 条に規定する調査(以下「実態調査」という。)及び住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号。以下「政令」という。)第 12 条に規定する職権による住民票への記載等に関し、法及び政令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (実態調査の実施)

**第 2 条** 実態調査は、法第 34 条第 2 項の規定により、次の各号のいずれかに該当すると認めるときに行うものとする。

- (1) 住民から住民基本台帳に関する届出があった場合において、その届出が事実と反する疑いがあるとき
- (2) 同一住所又は同一世帯の住民、家屋の所有者又は管理者その他利害関係を有する者から実態調査の申出を受けた場合において、その事由が正当であると認められるとき
- (3) 委員会(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 1 項に規定する委員会をいう。)若しくは都道府県知事又は住民基本台帳の情報を職務上利用する職員の属する課等の長から、住民票の記載事項が事実と反する疑いがある旨の通報又は通知を受けたとき
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき

## (調査員等)

**第 3 条** 実態調査を実施するため、住民実態調査員(以下「調査員」という。)を置く。

2 調査員は、市民課職員をもってこれに充てる。

3 調査員は、実態調査に当たるときは、住民実態調査員証(様式第 1 号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## (実態調査)

**第 4 条** 調査員は、調査対象者の住所その他居所の実態が確認できる場所を実地に調査するとともに、法第 34 条第 3 項の規定により関係人(本人、同一住所又は同一世帯の住民、家屋の所有者又は管理者その他の調査の対象となる事実に関係を有する者をいう。)に対して文書又は口頭により、質問をし、又は文書の提示を求めるものとする。

2 調査員は、前項の規定による関係人に対する調査を補うために必要と認めるときは、隣人等に対して任意の協力を求め、聞き取り調査を行うものとする。

## (届出の催告)

**第 5 条** 市長は、前条の規定による実態調査により調査対象者の居住地が判明した場合は、期限を付して、住民票の異動の届出を催告するものとする。

## (職権による住民票の記載等)

**第 6 条** 市長は、実態調査の結果、居住地が判明しない者又は前条の催告を行っても期限

内に届出がない者については、政令第12条の規定により、職権で住民票の記載、消除又は記載の修正を行うものとする。

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年10月22日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

第 号

住 民 実 態 調 査 員 証

所 属

氏 名

生年月日

上記の者は住民基本台帳法第 34 条の規定による調査に従事する職員であることを  
証明する。

年 月 日

加古川市長

